

〔藝藩通志 備後國三次郡〕疆域形勢 風氣附

禪師放濟者、百濟國人也、當百濟亂時、備後國三谷郡大領之先祖爲救百濟遣軍旅、時發誓願言、○下略

三次郡は、備後國の極西にて、今の藩府廣島の東北十七里にあり、三次美與之と訓ず、倭名抄に見ゆ、同じ抄當郡の郷名、上次、播澤、下次とあり、此三次を以て郡名とせられしなるべし、但次をよしと訓ずる義、いまだ詳ならず、按に次は日本紀に須岐とよめり、阿波國に三次郷あり、倭名抄美須木と訓せり、次はやどるの義にて、古やどるをすきといへり、薩摩國に揖宿郡あり、倭名抄以夫須木と訓せり、されば三次は三宿の義にて、三夜須木といふべきを、須木の反、玄なれば三よしと呼ばれしにや、今當郡に島敷といふ村あり、中古、八次、幡次など、書たることもありたりといふ、倭名抄にいへる、播次の轉訛にて、今も古名の遺れる考ふべし、されば上次はかみすき、下次はしもすきといひたるなるべければ、三次を合せて阿波のごとく三すきといふべきを、此國にみつきの郡といふもあれば、まぎらはしき故、となへを變られたるにや、拾芥抄には三茨とあり、こは字の誤なるべし、中古三吉に作りしは、訓にて通用せしと見ゆ、廣凡四里半、東は東入君村より、西は伊賀和志村に至る、表凡六里、南は大力谷村より、北は櫃田村に至る、四隣、東は惠蘇郡、南は世羅、三谿二郡及び安藝國、豊田高田二郡、西は石見國、邑智郡、北は出雲國、飯石郡なり、當郡古は王邑たること、諸郡に同じ、中古以來、三吉氏の所領となる、世々島敷村に城居す、後上里村、寺戸、又比熊山に移る、慶長の頃は、福島氏の封疆となりて、其重臣を置いて守らしめたり、我藩第三世君藝備に封せられ給ふの後、庶子長治君を三次惠蘇二郡、五萬石に分封なされ、上里村比熊山の下に府第を置き、家臣の館舍市街寺社など、それごとく設られぬ、大むね三吉、福島の舊規によりて、増益の事多し、後三世を歴て、嗣なくして絶へ、封邑臣庶みな宗藩に還り、今は諸郡と同じけれど、舊府の地には別に市令を置いて治せしめらる、郡村は、上里村を郡本とす、○下略